

【千葉市】令和8年度 高齢者インフルエンザ予防接種のご案内

インフルエンザは、38℃以上の発熱、頭痛や関節・筋肉痛など全身の症状が急に現れ、高齢の方や種々の慢性疾患を持つ方は肺炎を伴うなど重症化することがあります。

65歳以上の高齢者に対して行った調査では、予防接種を受けた方の、34%～55%の発病を阻止し、関連した死亡の82%を阻止する効果があると報告されています。

千葉市では、高齢者のインフルエンザ予防接種に対し、以下のとおり助成を行っています。

＜対象となる方＞ 千葉市に住民票のある方で、以下のいずれかに該当する方。

(1) 接種日に**65歳以上**の方（65歳の誕生日前日から接種可能）

(2) 接種日に60歳～64歳の方で、心臓、じん臓、呼吸器機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に身体障害1級の障害のある方（60歳の誕生日前日から接種可能）

※(2)の方は、接種の際に予診票と一緒に、身体障害者手帳の氏名・障害名がわかるページの写しを医療機関へ提出してください。

＜期間＞ **令和8年10月1日（木）～令和9年1月31日（日）**

※年末年始は休診の医療機関が多くなりますのでご注意ください。

＜自己負担金（税込）及び自己負担免除対象者＞

自己負担区分	対象者	自己負担金（税込）
自己負担あり	下記以外の方	1,800円
一部免除（半額）	市民税非課税世帯の方 （介護保険料段階第1～3段階の方に限る）	900円
全額免除	生活保護受給者 中国残留邦人等支援給付受給者	0円

※公費負担で接種を受けられるのは、実施期間内につき1人1回のみです。

※厚生労働省より、今年度の高用量ワクチンの使用を見送る方針が示されましたので、今年度は例年と同様に標準量ワクチンのみが接種可能となります。

＜接種方法＞

事前に市内協力医療機関（別紙）へ予約の上、予防接種を受けてください。

＜接種当日の持ち物＞

・住所と年齢のわかるもの（マイナンバーカードや資格確認書等）

・予診票（市内協力医療機関には備付けがあります。）

※自己負担金（一部）免除される方は、接種当日に確認書類（裏面参照）を医療機関に提出してください。

※県内他市の協力医療機関で接種する場合は、千葉市の予診票が必要となります。

＜注意事項＞

・接種を受ける前に、ワクチンの効果や副反応について医師から説明を受けてください。

・予診票は、市内協力医療機関、各区役所総務課、各区保健福祉センター高齢障害支援課、市民センター、コミュニティセンター、公民館等にあります。医療政策課ホームページからダウンロードすることもできます。

・その他ご不明な点については、ホームページをご覧ください。下記にお問い合わせください。

【お問合せ先】

千葉市 高齢者インフルエンザ予防接種



千葉市高齢者予防接種コールセンター ☎043-356-1928

令和8年9月24日～令和8年12月28日（土日祝日除く）午前9時～午後5時

<自己負担金が免除される方と確認書類>

区分	自己負担金が免除される方	確認書類
一部免除 (半額)	(1) 市民税非課税世帯の方 (介護保険料段階が 第1段階～第3段階 の方に限る。)	(①～③の書類のうちいずれか一点) ① 介護保険料決定通知書 ② 介護保険料変更通知書 ※①②に同封の「介護保険料算定の基礎」(写) ③ 予防接種自己負担免除対象確認書 ※③は事前に医療政策課へ申請が必要。
全額免除	(2) 生活保護を受給している方	・生活保護受給証明書
	(3) 中国残留邦人等の支援給付を受給している方	(①～②の書類のうちいずれか一点) ① 支援給付受給証明書 ② 支援給付の支給が決定されていることを証明する旨の記載のある本人確認証(写)

* 確認書類は、接種当日に予診票と一緒に医療機関へ提出してください。後日提出しても自己負担免除とはなりませんので、ご注意ください。

* 介護保険料決定通知書・介護保険料変更通知書は再発行できません。

* 自己負担金が免除される方で、65歳未満の方(<対象となる方>(2)の方)や、65歳になったばかりで介護保険料決定通知書がまだ届いていないなど、お手元がない場合は、ご本人からの申請に基づき、対象者の方に上記の表中(1)③の書類を交付しますので、申請書と必要な添付資料を千葉市医療政策課に持参または郵送してください。

申請書は医療政策課ホームページからダウンロードすることができます。郵送をご希望の方は、千葉市高齢者予防接種コールセンター(TEL: 043-356-1928)までお問い合わせください。医療政策課で申請書類を受理後、交付まで2週間程度(土日祝日・年末年始を除く)かかりますので、余裕をもって申請してください。

* 所得証明書((非)課税証明書)は自己負担免除の確認書類にはなりません。

<介護保険料決定通知書の確認点>

令和8年度のものであること

令和8年度 介護保険料算定の基礎(市民税課税状況に基づき保険料は算定)

被保険者氏名			
被保険者番号			

算定 根拠	あなたの市民税課税状況	
	世帯の市民税課税状況	
	あなたの課税年金収入額	
	あなたの合計所得金額※	

※ 特別控除額を控除した額を記載しています。また、保険料段階が第1から第5段階の方については、公的年金に係る雑所得を控除した額を記載しています。

算定 根拠	保険料段階	年間保険料額(円)①	月数②	保険料額(円)①×②
【賦課根拠】	介護保険法第129条及び千葉市介護保険条例			
【賦課期日】	4月1日(介護保険法第130条)			

介護保険料決定通知書は、65歳以上の方を対象に毎年6月中旬に送付されます。6月中旬以降に65歳になる方の通知書は、誕生月もしくは誕生月の翌月中旬に送付されます。

通知書が届く前に接種する場合は、上記の表中(1)③の書類が必要です。医療政策課に申請書と必要な添付書類を持参または郵送してください。

保険料は、資格を取得した月から、当該年度末(3月)または資格を喪失(転出・死亡)した月の前月までの月数に応じて計算します。(千葉市介護保険条例第5条)

計算式

$$\text{保険料額} = \frac{\text{所得段階別年間保険料額}}{12 \text{ 月}} \times \text{資格を取得した月から当該年度末(3月)または資格を喪失した月の前月までの月数}$$

※ 千葉市に転入された方などで被保険者及び世帯員の課税状況、合計所得金額等が把握できない場合、保険料段階は暫定的に第3段階になることがあります。確定後に保険料段階に変更が生じる

保険料段階が第1段階～第3段階の方は自己負担金が一部免除されます。